

令和8年（2026年）1月14日

内閣府政策統括官（重要土地担当）御中

日本司法書士会連合会
会長 小澤吉徳

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を述べる。

【意見】

基本的な方向性については賛成する。

【理由】

近年、法人形態を用いた土地取得において、実質的な支配関係を十分に把握できない事例も散見されるところ、本改正案により、法人代表者が外国籍者等である場合、同一国籍等を有する者が役員の過半数を占める場合、同一国籍等を有する者が議決権の過半数を保有する場合といった実質的関与に着目した情報が届出事項として明確化されることで、土地等の利用の透明性が高まり、調査・勧告等の実効性が向上されるものと思料する。

一方で、届出要件として定められる同一の国籍等を有する者が法人の役員又は議決権の過半数を占める場合等について、実務上、以下のようなケースが想定される中、届出の要否等の具体的な判断基準を示すべきである。

- (1) 法人の支配構造が複層的である場合
- (2) 法人の株主が外国法人である場合
- (3) 法人の代表者等が複数の国籍を有する場合
- (4) 法人の株主とは別に資金の提供等により当該法人を実質的に支配している者がいる場合